

細 則

第1条 滋賀県立高島高等学校藤陰会会則（以下「会則」という。）第10条に規定する理事は、原則として次のような内訳で選出するものとする。

湖北地区1名、マキノ地区2名、今津地区2名、朽木地区1名、安曇川地区2名、高島地区2名、新旭地区2名、大津・湖南地区2名、東京支部1名、阪神支部1名および京津支部1名の合計17名。
（2名地区は男女各1名）

2 2名選出地区の理事のうち1名を責任者とし、責任者は他の理事等への連絡、調整を担当する。

第2条 会則第26条に定める経費について、当分の間入会金は6,000円、会費は年1,000円とする。

第3条 会則第13条に定める会計を補佐する者として、会計係1名を選任することができるものとする。

2 会計係は、幹事の中から会長が委嘱するものとする。

第4条 支部評議員の選任は、各支部理事に依頼するものとし、その人数は当分の間各支部1名とする。

地区委員設置要項

本要項は、会則第20条第1項の規定に基づき、地区委員の選出ならびにその職務について定める。

- 1 地区委員は、理事会において必要と認めたときに選任するものとし、会員中から各地区選出の理事、評議員の推薦により選出し、会長がこれを委嘱する。
- 2 地区委員は、当該地区選出の理事、評議員に協力し、以下の職務を行う。
 - （1）本会事業の実施に協力すること。
 - （2）当該地区内の会員相互の親睦をはかること。
 - （3）当該地区内の会員ならびに本会活動に関する情報収集に努めること。
 - （4）本会の活動についての情報を当該地区内の会員に周知すること。
 - （5）その他母校の発展に係る事業について協力すること。
- 3 地区委員は、湖北、マキノ、今津、新旭、安曇川、朽木、高島および大津・湖南の各地区に設置する。
- 4 地区委員の定数は、第2項に定める職務の遂行が可能であることを条件として、各地区の事情により、当該地区選出の理事、評議員に一任する。
- 5 地区委員の任期は選任された年度における役員の任期残任期間とする。ただし、選任が連続する場合において、再任は妨げない。

平成14年11月16日一部改正

平成18年 7月26日一部改正

平成23年 1月29日一部改正

平成24年 5月17日一部改正

平成30年 7月21日一部改正